

虚偽行為と公文書の虚偽記載及び貸借契約違反について（田上市長、三藤副市長等）

市長と社会福祉法人との建物使用貸借契約期間

年・月・日	契約期間	条項変更の有無、及び、契約期限等		当時市長
H,18年4月1日	4年契約。福祉部が当初としている日	当初	4年間が契約期間。4年間であると、元福祉部長は議会で答弁している。	前・市長
H,22年4月1日 H,27年4月31日	5年契約。旧町5カ所も委託契約から建物使用貸借契約となる。	有	5年間が期限ではあるが、両者から何もない場合は、更に5年間延長する。以後はこの例による。	田上市長
H,27年4月1日	5年契約、市が貸付をH,32,3,31で廃止	有	5年後（H,32,3,31）には貸借契約を廃止すると市側が強制する。	田上市長

田上市長による建物使用貸借契約書の条項の変更

年・月・日	変更	変更内容	当時市長
H,18年4月1日～ H,22年3月31日	当初	大規模改修は市長と法人が協議してその経費の負担を決定するものとする。	前・市長
H,22年4月1日～ H,27年3月31日	無	大規模改修は市長と法人が協議してその経費の負担を決定するものとする。	田上市長
H,27年4月1日～ H,32年3月31日	有	契約物件等の大規模改修、及び、その他の費用も法人の負担とする。	田上市長

●請願人はH,27年4月1日に締結した建物使用貸借契約書（以下、貸借契約と云う）に大きな疑問があり、平成28年5月6日に三藤副市長に会い、その真意を確かめた。その時、『私が当時の福祉部長だった。その当初から法人との貸借契約期間は10年間であることを私が6法人に告げた』と言って、請願人等の異議を退けている。これが三藤副市長の虚偽発言であったのを、請願人等は平成28年に気付かされることになる。

●平成17年6月の議会審議での答弁内容等を調査したが『当初より設備等の利用可能な期間としていた。』と云うと答弁等、並びに、公文書の類も一切なかった。反対に、当初において、三藤副市長が『この契約は4年間ある。』とする真逆の答弁をしていたことには驚いた。よって、「当初より設備等の利用可能な期間としていた。」等が記載されている公文書、及び、議会への答弁等は虚偽行為であることが明白であると思われる。

●平成26年5月に、市長は政策判断によって貸借契約廃止を決定していたにも関わらず、9ヵ月後の平成27年2月9日の再契約会議まで、法人には何の情報も出さず、総てが放置されたままであった。これは、平成22年4月1日に田上市長が法人と交わした『建物使用貸借に係る基本協定書』の第2条『その結果を契約期間満了日の8ヶ月前までに書面で法人に通知するものとする。』と云う条文での田上市長の契約違反である。

●平成 27 年 2 月 9 日には『2 月末日には貸借契約を提出すること。』『本年度での事業廃止なら、平成 27 年 3 月 31 日までに施設から撤退すること。』とお達しであった。

そして、平成 27 年 4 月 1 日の貸借契約では『設備の老朽化したこと。』及び、「無償貸与は民間事業者との公平性に欠けること。』『今後は民間事業者へは有償でも貸付ないこと。』との貸付廃止の理由を一方向的に福祉部より告げられた。しかし、通所介護事業を廃止するのに、法人へは『約 10 数日の猶予期間』しか与えず、法人自身が『介護保険法』『労働基準法』『社会福祉法人法』という法律の範ちゅうにあつての介護事業の廃止は不可能な状態になり、田上市長が変更した貸借契約の継続以外の方策は全くなかった。法人の退路を断ち、事業廃止の期間さえも与えなかった田上市長の行為は、契約の不履行であると考えている。又、これ等の法律での違法行為を犯させようとした田上市長の政策判断は首長として失格である。

●長崎市財産規則の市有財産区分種目表では空調ボイラー等の設備は市有財産となっている。市有財産の改築・改修は大家である田上市長の責務であり、市有財産を改修せず、要介護老人を叩き出した田上市長の行為は規則違反であると考えている。

●平成 26 年 5 月 6 日に請願人等に『当初に「デイ」事業の貸借契約は、10 年間で終了すると法人に言った』との発言は、三藤副市長の虚偽行為である。

●『当初より設備等の利用可能な期間としていた。』との虚言を三藤副市長が福祉総務課長に伝え、議会での虚偽答弁を続行させていることは三藤副市長の虚偽行為である。

●三井前福祉部長が議場で『当初より設備等の利用可能な期間としていた。現在 10 年程、経ち、空調やボイラーの老朽化があり、平成 27 年度の契約更新では、それまでの経緯を踏まえ、貸与期間を平成 31 年度で終了させる。更には『「デイ」事業は明日でもやめても構わないと係長が言ったのは説明不足で、6 月 14 日、事業者に会い説明不足の謝罪とその真意を説明した。』との答弁している。これは、三井前福祉部長の虚偽行為である。

●平成 23 年から、法人は福祉部の窓口で大規模改修の協議を申し込んだが、窓口さえも協議を受け入れることをしなかった。市側の一方的な拒否により話し合う余地すらない。

だから、請願人は市議会の権能を信じ、3 月に陳情書を 9 月議会には請願書を提出している。しかし、あれから約 3 ヶ月が経過している。各会派においても、個々の議員においても、9 月議会の福祉部の見解書も含め、十分に精査されていることと存じます。

- 1、市民目線での第 3 者と専門家を入れた『真実を明確に検証する審査会を設置する。』ことを市議会の総意により市長に要請すること。
- 2、市政での重要政策の立案・変更等においては、『市民目線での透明性の確保、及び、情報公開の確立に関して、条例の制定を施行すること。』を市議会の総意により、市長に要請すること



建物使用貸借に係る基本協定書

長崎市(以下「甲」という。)と社会福祉法人長崎市社会福祉協議会(以下「乙」という。)とは、平成22年4月1日付締結の建物使用貸借契約(所在地:長崎市深堀町5丁目712番地)について、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙が契約物件を使用して行う事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(契約の更新)

第2条 乙は、建物使用貸借の契約期間満了にあたり、更に5年間延長しようとするときは、契約期間満了日の12ヶ月前までに、事業計画書を添えて市有財産借用申請書を甲に提出するものとする。

2. 甲は、前項により市有財産借用申請書が提出されたときは、事業の実施状況・事業計画書等を審査のうえ、その結果を契約期間満了日の8ヶ月前までに書面で乙に通知するものとする。

(用途の指定)

第3条 乙は、契約物件を次の各号の事業に使用するものとし、甲の承認を得ないでその用途を変更してはならない。

- (1) 通所介護事業
- (2) 介護予防通所介護事業
- (3) ヘルパーステーション活用事業
- (4) 身体障害者デイサービス事業
- (5) 延長預かりサービス事業
- (6) お泊りサービス事業
- (7) 弁当持ち帰りサービス事業
- (8) 深堀デイサービスセンター祭り事業
- (9) ふれあいスポーツ大会支援事業
- (10) 閉じこもり者の集い事業
- (11) 「おんのほね」支援事業
- (12) ミニリフレッシュ事業
- (13) 育成映画鑑賞事業
- (14) ふれあい食事サービスへの職員派遣事業

- (15) 福祉介護体験事業
- (16) 利用者と生徒の交流事業
- (17) 深堀地区公民館祭り支援事業
- (18) 独居高齢者健康診断等職員派遣事業
- (19) 本市が本契約とは別に締結する委託事業

(履行義務)

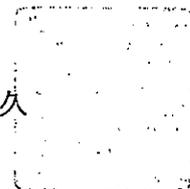
第4条 乙は、別紙事業計画書に従い、事業を実施しなければならない。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 住所 長崎市桜町2番22号
長崎市

氏名 代表者 長崎市長 田上 富久



乙 住所 長崎市上町1番33号

氏名 社会福祉法人長崎市社会福祉協議会
会長 梁瀬 忠男



小江原デイサービスセンターの廃止に伴う手続き一覧

1 法人

- 定款変更（老人デイサービス事業の廃止）
- 事業廃止後、市（福祉総務課）へ『社会福祉法人定款変更認可申請書』を提出
- 市の認可後、法務局へ登記
- デイサービス事業会計の清算

2 事業

- 介護保険法に基づく『廃止届出書』（廃止日の1か月前までに市（福祉総務課）へ届出）
- 老人福祉法に基づく『老人デイサービスセンター等廃止届』（"）

3 建物

- 原状回復（市の指定する期日までに）
- ※ 有効期間は平成 32 年 3 月 31 日までだが、建物使用貸借契約書第 14 条第 1 項で「使用目的が終了したときは、乙は甲の指定する期日までに、自己の負担において契約物件を原状に復し、甲に返還するものとする。ただし、甲が認める場合はその限りではない。」と規定しているため、有効期間の変更契約（平成 29 年 3 月 31 日まで）は不要。
- ※ 原状復旧の期限は備品の整理期間等を考慮し別途協議のうえ市が指定する。

4 備品関係

- 処分（売却・廃棄・転用・譲渡）
- ※ 市有財産譲与契約を締結済み（指定期間の 6 年経過後の処分は市へ報告義務なし）
- 車両：平成 12 年 3 月 31 日 … 4 台
- 物品：平成 12 年 11 月 7 日 … 机、椅子、保管庫、更衣箱、複写機、浴槽
- 物品：平成 18 年 1 月 23 日 … 昇降台、平行棒、電気あんま機、配膳車、車椅子等
- ※ 所有権は長崎ボランティア協会

5 職員

- 解雇予告通知書（解雇する日の 30 日前までに）
- ※ 整理解雇の 4 つの要件
 - ・ 人員整理の必要性
 - ・ 解雇回避努力義務の履行（他部門への配転）
 - ・ 解雇する従業員選定の合理性
 - ・ 従業員への十分な説明
- 社会保険関係届出（雇用保険等）

利用者 5:30
1月1週目(6日) 17日 5:30
1月1週目

